

○液化石油ガス保安規則第四十一条第四号イただし書の規定に基づく容器を屋外に置くことが著しく困難な場合

(平成九年三月二十五日)

(通商産業省告示第百四十四号)

改正 平成二九年一月一五日告示第二五二号

液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第四十一条第四号イただし書の規定に基づき、容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を次のように定める。

なお、昭和四十二年通商産業省告示第十二号(液化石油ガス保安規則の規定に基づき容器を屋外に置くことが著しく困難な場合を定める件)は、平成九年三月三十一日限り、廃止する。

液化石油ガス保安規則第四十一条第四号イただし書の告示で定める場合は、次の各号の一に該当する地域に置く場合(内容積が二十五リットル未満の容器を置く場合に限る。)とする。

一

イ 北海道

ロ 青森県のうち、十和田市(大字奥瀬、大字沢田及び大字法量に限る。)

ハ 秋田県のうち、横手市、湯沢市、大仙市、鹿角市、鹿角郡、北秋田郡、北秋田市、大館市(比内町、旧田代町の区域に限る。)、山本郡藤里町、秋田市(旧河辺郡の区域に限る。)、由利本荘市(矢島町、鳥海町、旧東由利町、旧大内町の区域に限る。)、仙北郡、仙北市及び雄勝郡

ニ 山形県のうち、新庄市、尾花沢市、西村山郡西川町、北村山郡、最上郡、西置賜郡小国町、同郡飯豊町及び鶴岡市(旧朝日村の区域に限る。)

ホ 新潟県のうち、長岡市(旧長岡市、旧栃尾市、旧三島郡越路町、旧北魚沼郡川口町及び旧刈羽郡小国町の区域に限る。)、柏崎市(旧刈羽郡黒姫村、旧同郡北条村及び旧同郡高柳町の区域に限る。)、小千谷市、十日町市、糸魚川市(旧糸魚川市の区域に限る。)、妙高市、上越市(旧上越市、旧東頸城郡安塚町、旧同郡浦川原村、旧同郡大島村、旧同郡牧村、旧中頸城郡吉川町、旧同郡中郷村、旧同郡板倉町、旧同郡清里村及び旧同郡三和村の区域に限る。)、胎内市(旧北蒲原郡黒川村の区域に限る。)、三条市(旧南蒲原郡下田村の区域に限る。)、東蒲原郡阿賀町、魚沼市、南魚沼郡、南魚沼市、中魚沼郡、岩船郡関川村及び村上市(旧岩船郡山北町及び旧同郡朝日村の区域に限る。)

ヘ 富山県のうち、南砺市(旧東礪波郡平村、旧同郡上平村及び旧同郡利賀村の区域に限る。)

ト 石川県のうち、白山市(旧石川郡河内村、旧同郡吉野谷村、旧同郡鳥越村、旧同郡尾口

村及び旧同郡白峰村の区域に限る。)

チ 福井県のうち、大野市、勝山市、大野郡、今立郡池田町及び南条郡今庄町

リ 長野県のうち、飯山市、北安曇郡白馬村、同郡小谷村、下高井郡木島平村、同郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、長野市（旧上水内郡戸隠村の区域に限る。）、下水内郡及び中野市（旧下水内郡豊田村の区域に限る。)

ヌ 岐阜県のうち、大野郡、高山市（旧大野郡清見村、旧同郡荘川村の区域に限る。）及び飛騨市（旧河合村の区域に限る。)

二 前号に掲げる地域以外の地域であつて次に掲げるもの

イ 一日の最低気温が零度未満である日が一年に百二十日以上あり、かつ、一日の最高気温が零度未満である日が一年に三十日以上ある地域

ロ 積雪量が五十センチメートル以上である日が一年に六十日以上ある地域

附 則

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

改正文 （平成二九年一月一五日経済産業省告示第二五二号） 抄
公布の日から施行する。